

令和 5 年度

## 西宮市財政健全化等審査意見書

令和 6 年 9 月 9 日

西宮市監査委員

## 凡 例

- 1 文中に用いている金額は、原則として万円未満を切捨てている。  
このため、合計と内訳の計、差引き等が一致しない場合がある。
- 2 各表中、千円単位で表示しているものは、原則として千円未満を切捨てている。  
このため、合計と内訳の計、差引き等が一致しない場合がある。
- 3 健全化判断比率及び資金不足比率については、国の算定基準に基づき、小数点以下第2位を切捨てている。また、文中に用いている他の比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入している。このため、合計と内訳の計、差引き等が一致しない場合がある。
- 4 各表中の符号は、次のとおりとなっている。  
「0」「0.0 (%)」は、0 又は単位未満のもの。  
「△」は、減少・低下又は損失。  
「－」は、算出不能・不要。
- 5 原則として、「第4 審査の結果」以降の文中の元号表記については「令和」を省略し、表中については、全ての元号を省略している。

西宮市長 石井 登志郎 様

西宮市監査委員	福 田 雅 至
同	金 崎 健太郎
同	板 戸 史 朗
同	中 村 衣 里

西宮市財政健全化等審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率（食肉センター特別会計）について、西宮市監査基準に準拠して審査した結果、次のとおり意見を提出します。

# 令和5年度西宮市財政健全化等審査意見

## 第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、市長から提出された、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率(地方公営企業法非適用会計)並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。

## 第2 審査の期間

令和6年7月26日から同年8月16日まで

## 第3 審査の方法

この財政健全化等審査は、市長から提出された令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 第4 審査の結果

審査に付された下記、5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

## 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	5年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
実質公債費比率	4.7	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	—

注1 実質赤字比率では実質赤字額が生じていない場合、また、連結実質赤字比率では連結実質赤字額が生じていない場合、それぞれの比率は算定されないため、「—」で表示している。

2 将来負担比率では、充当可能財源等が将来負担額以上となる場合、比率は算定されないため、「—」で表示している。また、将来負担比率には財政再生基準が定められていないため、「—」で表示している。

## 資金不足比率（地方公営企業法非適用会計）

(単位：%)

区 分	5年度	経営健全化基準
食肉センター特別会計	—	20.0

注 資金不足額が生じていない場合は比率が算定されないため、「—」で表示している。

## (参考) 資金不足比率（地方公営企業法適用会計）

(単位：%)

区 分	5年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
工業用水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0

注 資金不足額が生じていない場合は比率が算定されないため、「—」で表示している。

## 意見

5年度決算においては、実質赤字額、連結実質赤字額とも生じていないことから、実質赤字比率、連結実質赤字比率は算定されていない。実質収支額をみると、実質赤字比率の対象となる一般会計等では、実質黒字額は5億3,105万円で、前年度に比べ1,093万円増加している。また、連結実質赤字比率の対象となる会計全体では、実質黒字額は116億7,515万円で、前年度に比べ7億6,480万円減少している。

実質公債費比率は4.7%で、前年度に比べ0.2ポイント上昇している。この比率は3か年の平均数値であるが、5年度単年度の比率は5.1%で、前年度と比較して0.4ポイント上昇

している。

将来負担比率は、4年度と同様に5年度においても、算定の基礎となる充当可能財源等1,876億9,647万円が、将来負担額1,866億9,618万円を上回っているため、算定されていない。

今後、公共施設の老朽化対策等の投資的経費の増大により多額の市債発行が見込まれ、地方債残高が増加することも想定される。また、5年度においては、財政基金を41億円取り崩したが、今後も取崩しが見込まれることから、将来負担の軽減に留意し、健全な財政運営を図られたい。

資金不足比率については、地方公営企業法非適用会計の食肉センター特別会計において、資金不足額が生じていないため、算定されていない。なお、同法適用会計の水道事業、工業用水道事業、下水道事業、病院事業のいずれの会計においても資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されていない。

# 審 查 調 書

## 1 健全化判断比率等の対象となる会計等

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計等の範囲は、次のとおりである。

		一 般 会 計		一 般 会 計 等	実 質 赤 字 比 率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率
西 宮 市	特 別 会 計	中小企業勤労者福祉共済事業特別会計						
		公共用地買収事業特別会計						
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計						
		国民健康保険特別会計						
		介護保険特別会計						
		後期高齢者医療事業特別会計						
	公 營 企 業 会 計	水道事業会計			資 金 不 足 比 率			
		工業用水道事業会計						
		下水道事業会計						
		病院事業会計						
食肉センター特別会計								
一 部 事 務 組 合	阪神水道企業団							
	丹波少年自然の家							
	後期高齢者医療広域連合							
公 社	土地開発公社							
そ の 他 市 が 損 失 補 償 し て い る 団 体 等	兵庫県信用保証協会							
	阪神福祉事業団							
	西宮市住宅整備資金等融資							

注1 資金不足比率は会計ごとに算定される。

2 中小企業勤労者福祉共済事業特別会計は、5年4月1日に廃止されている。

3 丹波少年自然の家事務組合は、6年3月31日をもって解散している。



## 2 健全化判断比率について

### (1) 実質赤字比率

(単位：%)

区 分	3年度	4年度	5年度	早期健全 化基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	—	11.25	20.00

注 実質赤字額が生じていない場合は比率が算定されないため、「—」で表示している。

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

実質赤字比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

最近3か年の一般会計等の実質収支額の算定は、次のとおりである。

(単位：千円)

会 計	3年度	4年度 (A)	5年度 (B)	対前年度増 減額 (B-A)
一般会計	5,190,901	399,619	522,146	122,527
中小企業勤労者福祉共済事業 特別会計	11,116	111,521	—	△111,521
公共用地買収事業特別会計	60,476	8,973	8,904	△69
母子父子寡婦福祉資金貸付 事業特別会計	0	0	0	0
計	5,262,493	520,113	531,050	10,937

注1 この算定に用いる実質収支額は、事業繰越しなどの取扱いにより、各会計の実質収支額と異なる場合がある。

2 中小企業勤労者福祉共済事業特別会計は、5年4月1日に廃止されている。

標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、その算定は、次のとおりである。

(単位：千円)

項 目	3年度	4年度 (A)	5年度 (B)	対前年度増 減額 (B-A)
標準税収入額等	88,692,503	94,984,132	96,407,145	1,423,013
普通交付税決定額	6,428,580	4,688,690	5,457,179	768,489
臨時財政対策債発行可能額	7,379,809	1,916,835	1,190,284	△726,551
計	102,500,892	101,589,657	103,054,608	1,464,951

本市においては、実質赤字額は生じていないことから、実質赤字比率は算定されていないため、「—」で表示している。なお、他市のデータが入手可能な4年度決算では、全ての中核市(5年3月31日現在。以下同じ。)において、実質赤字額は発生していない。

## (2) 連結実質赤字比率

(単位：%)

区 分	3年度	4年度	5年度	早期健全 化基準	財政再生 基準
連結実質赤字比率	—	—	—	16.25	30.00

注 連結実質赤字額が生じていない場合は比率が算定されないため、「—」で表示している。

連結実質赤字比率とは、一般会計のほか、特別会計(公営企業会計を含む。)を含めた全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

連結実質赤字比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

最近3か年の連結実質収支額の算定は、次のとおりである。

(単位：千円)

会 計		実質黒字額又は資金剰余額				
		3年度	4年度 (A)	5年度 (B)	対前年度増 減額 (B-A)	
一般会計等		5,262,493	520,113	531,050	10,937	
一般会計等以外の 特別会計のうち公 営企業に係る特別 会計以外の会計	国民健康保険	549,992	483,200	269,328	△213,872	
	介護保険	568,963	804,820	706,232	△98,588	
	後期高齢者医療事業	263,253	276,428	298,686	22,258	
公営企 業会計	法適用 企 業	水道事業	4,560,185	4,270,088	4,388,992	118,904
		工業用水道事業	3,035,385	3,006,902	2,909,782	△97,120
		下水道事業	2,160,897	1,913,668	1,996,895	83,227
		病院事業	989,156	1,164,734	574,186	△590,548
	法非適 用企業	食肉センター特別会計	0	0	0	0
計		17,390,324	12,439,953	11,675,151	△764,802	

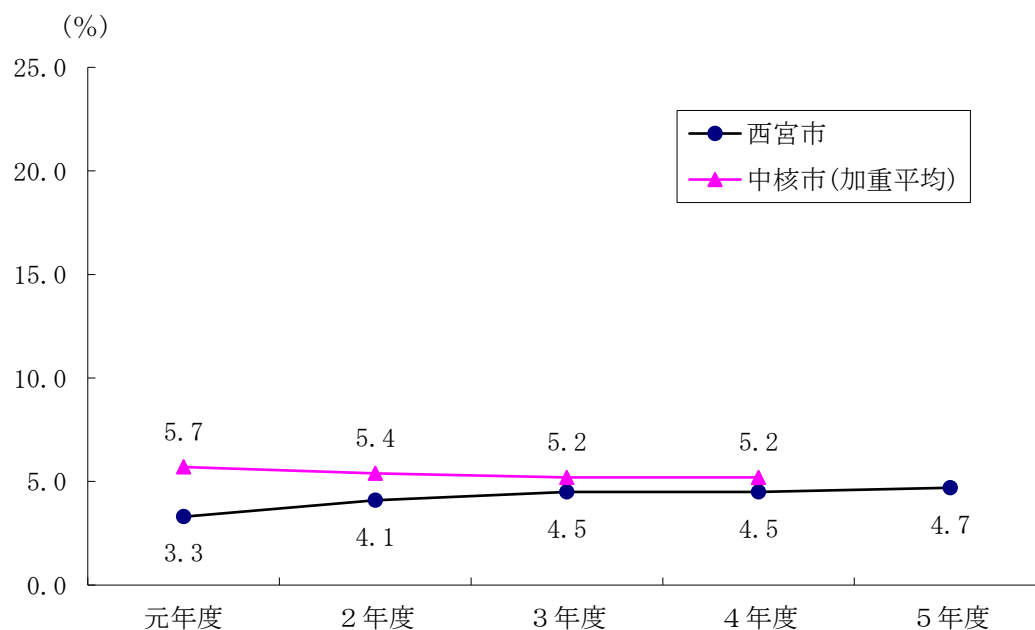
本市においては、連結実質赤字額が生じていないことから、連結実質赤字比率は算定されていないため、「－」で表示している。なお、4年度決算では、全ての中核市において、連結実質赤字額は発生していない。

### (3) 実質公債費比率（3か年平均）

(単位：%)

区 分	3年度	4年度	5年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	4.5	4.5	4.7	25.0	35.0

実質公債費比率（3か年平均）



実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

単年度では、3年度4.3%、4年度4.7%、5年度5.1%となっている。3か年の実質公債費比率を平均した結果4.7%となり、早期健全化基準(25.0%)を下回っている。

5年度の実質公債費比率（単年度）の算定式は、次のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率 } 5.1\% &= \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D} \\ &= \frac{(14,576,903\text{千円} + 3,924,002\text{千円}) - (4,044,742\text{千円} + 9,605,985\text{千円})}{103,054,608\text{千円} - 9,605,985\text{千円}} \end{aligned}$$

- A 地方債元利償還金（一般会計等の公債費の元利償還額）
- B 準元利償還金（一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源にあてたと認められるもの等）
- C 特定財源（都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税等）
- D 元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
- E 標準財政規模

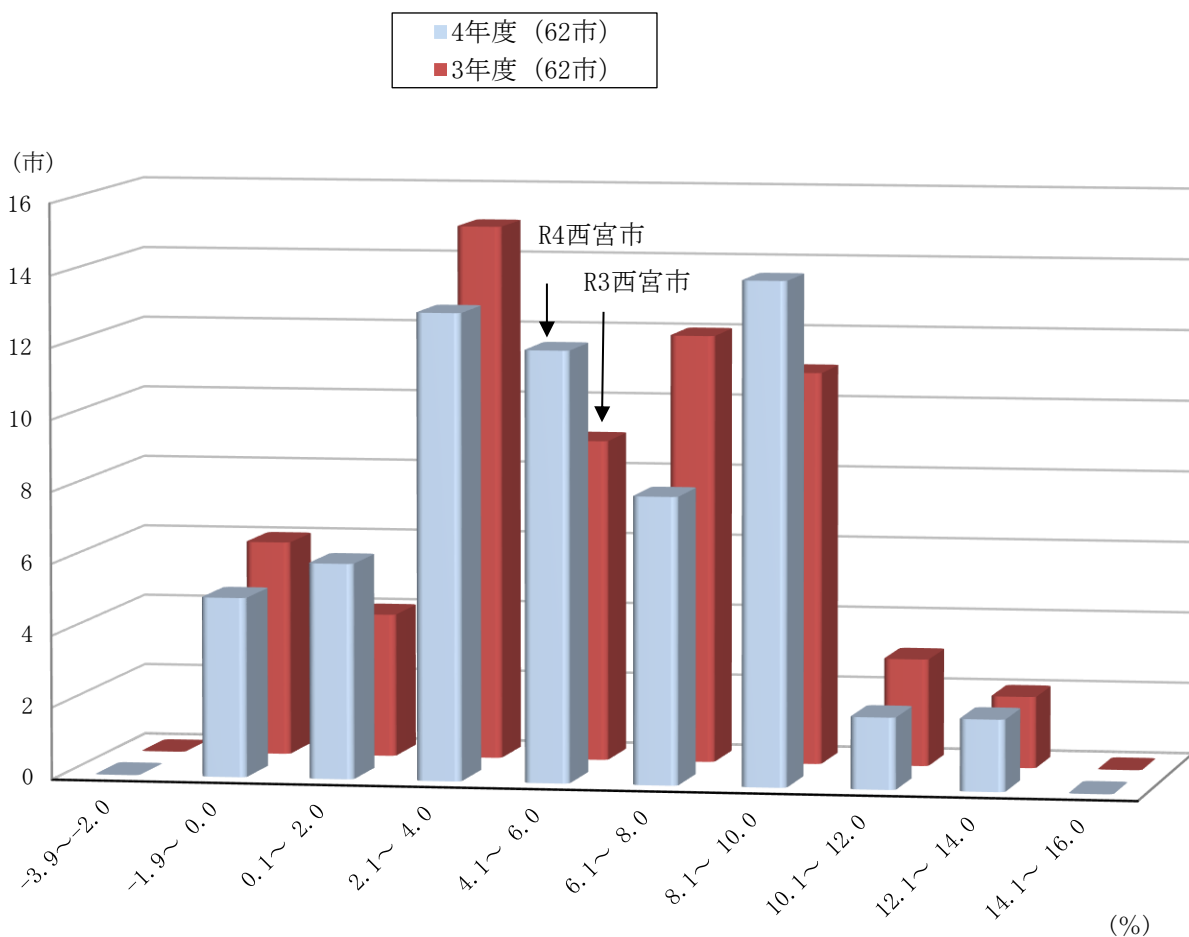
最近3か年の実質公債費比率（3か年平均）の算定に必要な各項目の数値は、次のとおりである。

（単位：千円）

項 目	3年度	4年度	5年度
A 地方債元利償還金	14,471,396	14,683,251	14,576,903
B 準元利償還金	4,299,819	3,959,528	3,924,002
C 特定財源	4,570,858	4,168,104	4,044,742
D 元利償還金及び準元利償還金 に係る基準財政需要額算入額	10,203,285	10,118,132	9,605,985
E 標準財政規模	102,500,892	101,589,657	103,054,608

4年度決算においては、中核市の実質公債費比率(3か年平均)の平均値は5.2%であった。本市の実質公債費比率は、4年度決算では4.5%で平均値を下回っており、中核市62市の中では低いほうから29番目となっている。

中核市における実質公債費比率の分布状況は、次のとおりである。

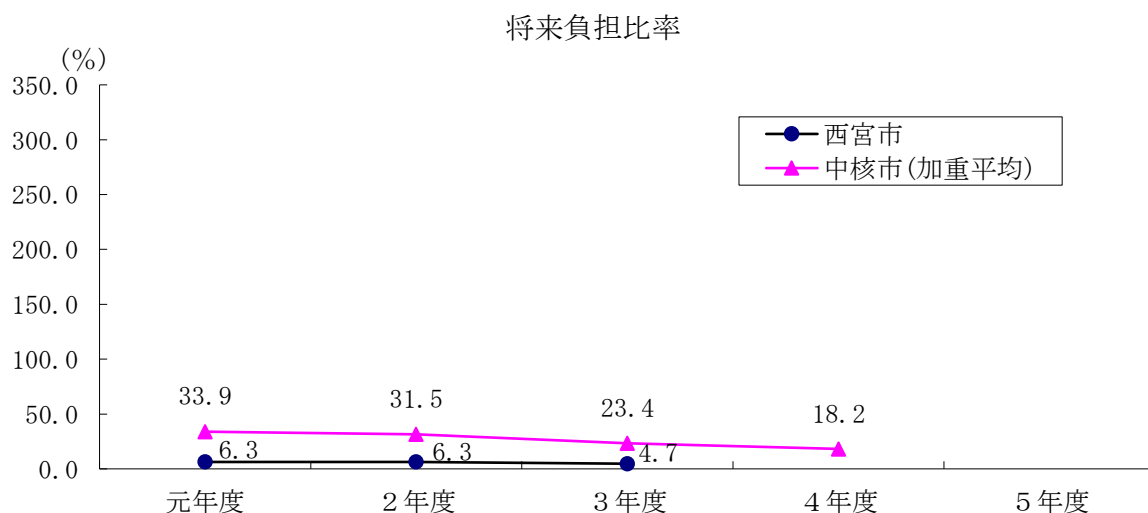


#### (4) 将来負担比率

(単位：%)

区 分	3年度	4年度	5年度	早期健全 化基準	財政再生 基準
将来負担比率	4.7	—	—	350.0	—

注 4年度及び5年度は、充当可能財源等が将来負担額を上回っており、将来負担比率は算定されていないため、「—」で表示している。



注 4年度及び5年度の将来負担比率は算定されていないため、グラフでは表示していない。

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

5年度は、4年度と同様に充当可能財源等が将来負担額を上回っており、将来負担比率は算定されていないため、「—」で表示している。なお、ストック指標である将来負担比率では財政再生基準は設定されていない。

5年度の将来負担比率の算定式は、次のとおりである。

$$\begin{aligned}
 \text{将来負担比率} \text{ — \%} &= \frac{A - B}{C - D} \\
 &= \frac{186,696,186 \text{千円} - 187,696,474 \text{千円}}{103,054,608 \text{千円} - 9,605,985 \text{千円}}
 \end{aligned}$$

A 将来負担額

B 充当可能財源等

C 標準財政規模

D 元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

最近3か年の将来負担額の算定は、次のとおりである。

(単位:千円)

項 目	3年度	4年度 (A)	5年度 (B)	対前年度増 減額 (B-A)
一般会計等の地方債現在高	138,519,010	133,801,443	127,248,324	△6,553,119
債務負担行為に基づく支出予定額	7,891,823	6,845,798	6,332,754	△513,044
公営企業債等繰入見込額	31,716,406	29,203,986	29,881,976	677,990
組合負担等見込額	72,197	64,805	53,240	△11,565
退職手当負担見込額	22,097,185	22,163,056	23,011,680	848,624
設立法人の負債額等負担見込額	190,576	179,394	168,212	△11,182
連結実質赤字額	0	0	0	0
組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	0
計	200,487,197	192,258,482	186,696,186	△5,562,296

注 5年度決算の審査過程において、4年度決算における食肉センター特別会計への繰入見込額(将来負担額)の誤りが判明したため、4年度の公営企業債等繰入見込額及び将来負担額の計をそれぞれ訂正して記載している。なお、4年度の将来負担比率(「-」)に影響はない。

地方債の現在高は1,272億4,832万円で、臨時財政対策債539億603万円が4割以上を占めている。

債務負担行為に基づく支出予定額は63億3,275万円で、主なものは、統合新病院用地取得負担金33億990万円、公営住宅建設事業(西宮浜4丁目団地)6億4,402万円、西宮浜中学校新設事業(兵庫県企業庁償還金)4億956万円、北口北東再開発ビル駐車場整備事業3億8,623万円、西宮浜小学校新設事業(兵庫県企業庁償還金)3億8,436万円となっている。

公営企業債等繰入見込額は298億8,197万円で、主なものは、下水道事業会計に対する繰入見込額288億4,861万円となっている。

退職手当負担見込額は230億1,168万円で、一般会計等が実質的に退職手当を負担する3,514人が、5年度末に自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額となっている。



各会計等に係る将来負担額は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分		将来負担額					
		地方債現在高	債務負担行為に基づく支出 予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合負担等 見込額	退職手当負担 見込額	設立法人の 負債額等負 担見込額
一般会計等	一般会計	127,222,386	6,332,754			23,011,680	
	公共用地買収事業特別 会計						
	母子父子寡婦福祉資金 貸付事業特別会計	25,938					
一般会計等以外の 特別会計のうち公 営企業に係る特別 会計以外の会計	国民健康保険特別会計						
	介護保険特別会計						
	後期高齢者医療事業特 別会計						
公 営 企 業 会 計	法適用	水道事業会計		560,610			
		工業用水道事業会計		2,229			
		下水道事業会計		28,848,617			
		病院事業会計		285,265			
	非適用	食肉センター特別会計		185,255			
一部事務組合	阪神水道企業団				53,240		
	丹波少年自然の家						
	後期高齢者医療広域連 合						
公社	土地開発公社						
その他市が損失補 償している団体等	兵庫県信用保証協会						
	阪神福祉事業団						168,212
	西宮市住宅整備資金等 融資						
計		127,248,324	6,332,754	29,881,976	53,240	23,011,680	168,212

注1 退職手当負担見込額は、5年度末退職者を除く全職員(3,742人)のうち、水道事業会計(146人)、工業用水道事業会計(3人)、下水道事業会計(79人)を除いた3,514人が対象

2 丹波少年自然の家事務組合は、6年3月31日をもって解散している。

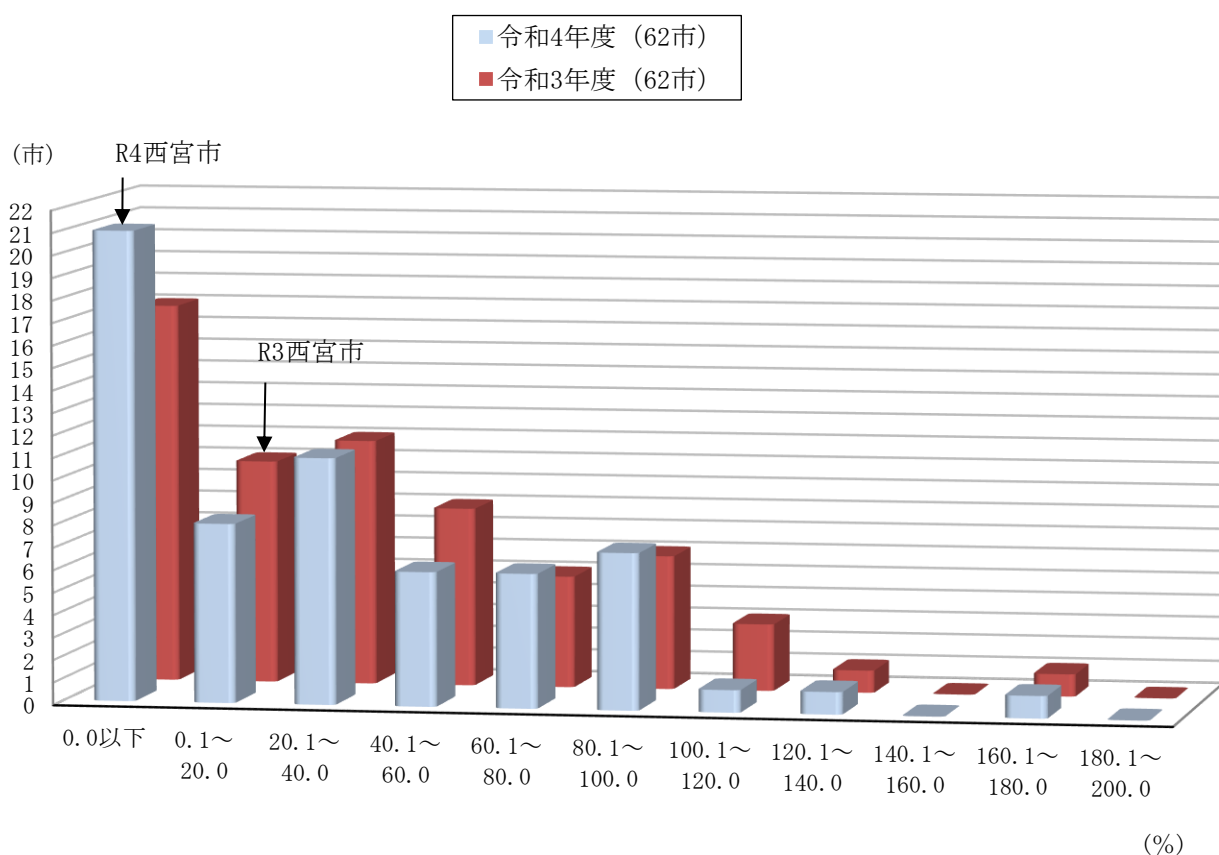
最近3か年の充当可能財源等の算定は、次のとおりである。

(単位：千円)

項目	3年度	4年度 (A)	5年度 (B)	対前年度増 減額 (B-A)
充当可能基金額	39,522,751	43,806,098	41,893,125	△1,912,973
充当可能特定歳入	41,316,768	39,010,435	40,468,308	1,457,873
うち都市計画税	38,752,618	36,500,849	38,065,511	1,564,662
地方債現在高等に係る基準 財政需要額算入見込額	115,296,575	110,056,086	105,335,041	△4,721,045
計	196,136,094	192,872,619	187,696,474	△5,176,145

4年度決算においては、中核市の将来負担比率の平均値は18.2%であった。本市の将来負担比率は、4年度決算では充当可能財源等が将来負担額を上回っており、算定されていない。

中核市における将来負担比率の分布状況は、次のとおりである。



### 3 資金不足比率について

資金不足比率とは、公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すもので、この比率が高くなるほど料金収入で資金不足を解消するのが難しくなることから、公営企業としての経営状況の判断指標として、平成19年度決算から算定されることとなったものである。

この比率が経営健全化基準(20.0%)を超えると、経営健全化計画を策定しなければならないこととなっている。

5年度決算では、地方公営企業会計のいずれも資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されていない。

#### (1) 地方公営企業法非適用会計

(単位：%)

会計名	3年度	4年度	5年度	経営健全化基準
食肉センター特別会計	—	—	—	20.0

注 資金不足額が生じていない場合は比率が算定されないため、「—」で表示している。

法非適用会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

$$\text{事業の規模} = \text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額}$$

最近3か年の資金不足比率の算定は、次のとおりである。

#### 食肉センター特別会計

(単位：千円・%)

区分	3年度	4年度	5年度
A 資金の不足額 ①-②+③	0	0	0
△は資金剰余額			
歳出 ①	347,817	359,638	324,567
歳入 ②	347,817	359,638	324,567
翌年度に繰り越すべき財源 ③	0	0	0
B 事業の規模	104,571	98,162	93,930
資金不足比率 A/B×100	△0.0	△0.0	△0.0

注 資金不足比率は、資金不足額がない場合、参考として「△」で表示している。

## (2) 地方公営企業法適用会計（参考）

(単位：%)

会計名	3年度	4年度	5年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	—	20.0
工業用水道事業会計	—	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	—	20.0
病院事業会計	—	—	—	20.0

注 資金不足額が生じていない場合は比率が算定されないため、「—」で表示している。

法適用会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

$$\text{資金不足額} = (\text{流動負債} + \text{建設改良費等以外の企業債残高} - \text{流動資産}) - \text{解消可能資金不足額}$$

※流動負債及び流動資産は、算定基準による控除額を除いた額

$$\text{事業の規模} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$

区分の説明

ア	①	流動負債	決算における貸借対照表上の流動負債の額
	②	控除企業債等	決算において貸借対照表の流動負債に計上されている企業債及び他の会計からの長期借入金で、建設改良費等に充てるためのものの額
	③	控除未払金等	貸借対照表に計上されている一時借入金及び未払金のうち建設改良費に係るものであって、その支払財源に充てるために翌年度に地方債を起すこととしているものの額
	④	控除額	連結実質赤字額の算定上、現金会計である他会計との間で生じる重複額
イ		算入地方債の現在高	建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の当該年度における残高
ウ	⑤	流動資産	決算における貸借対照表上の流動資産の額
	⑥	控除財源	当該年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち、翌年度に繰越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、当該年度に収入された部分に相当する額
	⑦	控除額	連結実質赤字額の算定上、現金会計である他会計との間で生じる重複額
エ		解消可能資金不足額	事業の性質上、事業の開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額 資金不足が生じていないときは算定不要
オ		営業収益の額	決算における営業収益の額
カ		受託工事収益の額	決算における受託工事収益の額

最近3か年の資金不足比率の算定は、次のとおりである。

### 水道事業会計

(単位：千円・%)

区 分	3年度	4年度	5年度
A 資金の不足額 (ア+イ)-(ウ+エ)			
△は資金剰余	△4,560,185	△4,270,088	△4,388,992
ア 流動負債 ①-②-③-④	1,878,687	1,934,560	1,936,466
① 流動負債	2,979,703	2,969,416	2,865,124
② 控除企業債等	1,101,016	1,034,856	928,658
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額	0	0	0
イ 算入地方債の現在高	0	0	0
ウ 流動資産 ⑤-⑥-⑦	6,438,872	6,204,648	6,325,458
⑤ 流動資産	6,438,872	6,204,648	6,325,458
⑥ 控除財源	0	0	0
⑦ 控除額	0	0	0
エ 解消可能資金不足額	0	0	0
B 事業の規模 (オ-カ)	9,201,327	9,084,780	9,036,552
オ 営業収益の額	9,208,851	9,102,850	9,082,076
カ 受託工事収益の額	7,524	18,070	45,524
資金不足比率 A/B×100	△49.5	△47.0	△48.5

注 資金不足比率は、資金不足額がない場合、参考として「△」で表示している。

### 工業用水道事業会計

(単位：千円・%)

区 分	3年度	4年度	5年度
A 資金の不足額 (ア+イ)-(ウ+エ)			
△は資金剰余	△3,035,385	△3,006,902	△2,909,782
ア 流動負債 ①-②-③-④	39,021	101,679	72,114
① 流動負債	48,154	111,861	85,951
② 控除企業債等	9,133	10,182	13,837
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額	0	0	0
イ 算入地方債の現在高	0	0	0
ウ 流動資産 ⑤-⑥-⑦	3,074,406	3,108,581	2,981,896
⑤ 流動資産	3,074,406	3,108,581	2,981,896
⑥ 控除財源	0	0	0
⑦ 控除額	0	0	0
エ 解消可能資金不足額	0	0	0
B 事業の規模 (オ-カ)	345,625	283,979	287,116
オ 営業収益の額	345,625	283,979	287,116
カ 受託工事収益の額	0	0	0
資金不足比率 A/B×100	△878.2	△1,058.8	△1,013.4

注 資金不足比率は、資金不足額がない場合、参考として「△」で表示している。

## 下水道事業会計

(単位：千円・%)

区 分	3年度	4年度	5年度
A 資金の不足額 (ア+イ)-(ウ+エ)			
△は資金剰余	△2,160,897	△1,913,668	△1,996,895
ア 流動負債 ①-②-③-④	4,920,190	3,450,355	4,059,050
① 流動負債	9,451,166	7,473,973	7,956,974
② 控除企業債等	4,530,976	4,023,618	3,897,924
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額	0	0	0
イ 算入地方債の現在高	0	0	0
ウ 流動資産 ⑤-⑥-⑦	7,081,087	5,364,023	6,055,945
⑤ 流動資産	7,081,087	5,364,023	6,055,945
⑥ 控除財源	0	0	0
⑦ 控除額	0	0	0
エ 解消可能資金不足額	0	0	0
B 事業の規模 (オ+カ)	7,663,652	7,601,958	7,684,988
オ 営業収益の額	7,696,983	7,635,284	7,718,310
カ 受託工事収益の額	33,331	33,326	33,322
資金不足比率 A/B×100	△28.1	△25.1	△25.9

注 資金不足比率は、資金不足額がない場合、参考として「△」で表示している。

## 病院事業会計

(単位：千円・%)

区 分	3年度	4年度	5年度
A 資金の不足額 (ア+イ)-(ウ+エ)			
△は資金剰余	△989,156	△1,164,734	△574,186
ア 流動負債 ①-②-③-④	851,356	894,089	814,514
① 流動負債	1,247,301	1,112,250	1,013,411
② 控除企業債等	395,945	218,161	198,897
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額	0	0	0
イ 算入地方債の現在高	0	0	0
ウ 流動資産 ⑤-⑥-⑦	1,840,512	2,058,823	1,388,700
⑤ 流動資産	1,840,512	2,058,823	1,388,700
⑥ 控除財源	0	0	0
⑦ 控除額	0	0	0
エ 解消可能資金不足額	0	0	0
B 事業の規模 (オ+カ)	4,645,738	4,553,098	4,562,768
オ 営業収益の額	4,645,738	4,553,098	4,562,768
カ 受託工事収益の額	0	0	0
資金不足比率 A/B×100	△21.2	△25.5	△12.5

注 資金不足比率は、資金不足額がない場合、参考として「△」で表示している。